

領 収 証

佐野市議会議員
金子保利様 1430年7月3日

¥ 2,300-

但し 岩倉市土産代
上記正に領収いたしました。

光明燈

源 加藤本店

〒327-0845 栃木県佐野市久保町214 大正通り
TEL 0283(22)1554 代
FAX 0283(22)1623

行政視察 金子保利議員

日時：平成30年 8月 1日(水)

場所：岩倉市役所 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

区間	交通手段		鉄道賃		特急急行	飛行機	その他	計
			キロ	金額				
佐野～岩倉	鉄道	往	486.2	7,910	4,820			12,730
								0
								0
計				7,910	4,820	0	0	12,730

宿泊料@16,500×1泊 16,500 円

交通費 12,730 円

(うち航空運賃 0 円)

計 29,230 円

上記の金額は、佐野市職員等の旅費に関する条例及び佐野市職員等の旅費支給規則により算出した金額である。

議事課庶務係長 恩田俊彦

*金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

平成30年 7月 9日

佐野市議会

議長 井川克彦様

金子保利印

視察研修会届出書

1. 期日

平成30年8月1日(水)～ 2日(木)

2. 視察研修先及び研修事項

2日(水) 愛知県岩倉市 午後1時30分 から 3時00分

① 音楽のあるまちづくりについて

② 市民参加条例について

3. 参加者

① 金子保利

以上 1名

佐野市議会 議長様

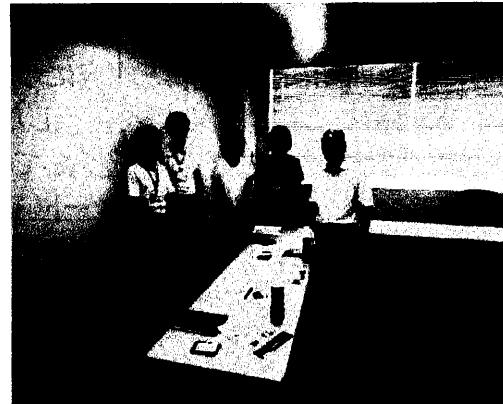
報告者 金子 保利

愛知県岩倉市 行政視察報告書

1. 日時 平成30年8月1日(水)午後1時30分～3時15分
岩倉市役所 7階 第2委員会室

2. 岩倉市視察対応者

- * 黒川 武議長 * 隅田議会局長
 - * 生涯学習課 井上佳奈統括主査 浦野剛照主査
 - * 生涯学習課 小崎尚美統括主査 宇佐美祐二主任
- 視察目的 (1)音楽のあるまちづくりについて
(2)市民参加条例について



4. 岩倉市について

岩倉市特徴は、なんと言っても面積が10.47km²と少なく、愛知県では一番面積の少ない市であります。また、全国でも4番目に少ない市であります。名古屋市には快速で12分程度で行けることから、人口減少率も少なく、名古屋市のベッドタウンの要素が大きく、財政的にも豊かな市である。

5. 視察内容

始めに、岩倉市議会「黒川 武議長」から歓迎の言葉をいただきました。岩倉市の特徴や積極的な行政視察の受け入れに取り組んでおられること。市民に開かれた議会を目指し、傍聴席から写真撮影や録音などの規制を取り止め、気軽に傍聴していただく等の議会改革に取り組んでおられることなどのお話ををしていただきました。

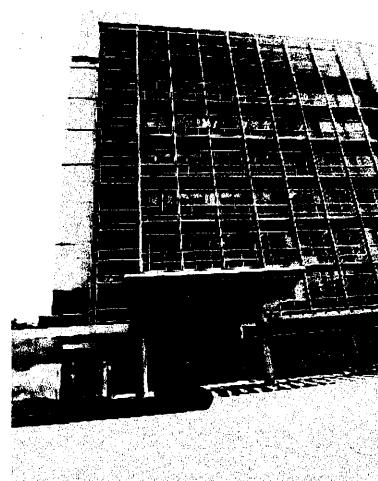
私一人の視察に関わらず、黒川議長、隅田議会局長、担当職員の皆様の気持ちのこもった中の視察になりました。

(1)音楽のあるまちづくりについて

・音楽のあるまちづくりについては、予め9個の質問事項を提出しておきました。

①「音楽のあるまちづくり」の事業を開始された背景について

平成元年に「(現)セントラル愛知音響楽団」との出会いを契機として、平成2年から「音楽のあるまちづくり」の事業を開始された背景について 本市と音楽の結びつきが深まったのは、平成元年度にセントラル愛知交響楽団へ練習会場を提供したことが始まりとなり、それを契機に文化事業の柱として平成2年度から「音楽のあるまちづくり」を推進してきた。平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」、平成6年に「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」が制定されるなど、全国的にも文化振興への機運が高まりをみせていた背景もあった。



②「音楽のあるまちづくり」関係の直近3ヶ年の予算について

音楽のあるまちづくり関係の直近3ヶ年の予算について

【平成28年度】 合計	17,603 千円
【平成29年度】 合計	18,116 千円
【平成30年度】・文化協会育成補助金	760 千円
・市民吹奏楽団育成補助金	142 千円

・市民音楽祭委託料	208 千円
・音楽文化普及事業	7,024 千円
・ジュニアオーケストラ運営事業	10,032 千円
※ 合計	18,166 千円

③セントラル愛知音響楽団と連携され、現在までに様々な事業に取り組まれておられます。それらの事業開始に至る経緯と内容について

平成元年度に練習会場を提供したことをきっかけにセントラル愛知交響楽団と連携し、大小様々な演奏事業を企画・運営している。○H29 年度 音楽文化普及事業 実施内容 ・ポップスコンサート・岩倉駅コンサート・児童館コンサート・マタニティ&キッズコンサート・ロビーコンサート・小中学校音楽鑑賞事業・中学校音楽系部活動指導事業

④事業を始められてから、団体や個人を含め音楽のあるまちづくりに参加された 市民の延人数と現在活動されておられる市民は何人でしょうか

【平成29年度実績】・市民音楽祭 出演者数 15団体 259人・小学校音楽鑑賞事業(3校)
参加人数1,382人 ・中学校音楽系部活動指導事業(24回) 参加人数延べ143人
・岩倉駅コンサート(2回) 来場者数610人 ・ポップスコンサート 来場者数224人 ・マタニティ&キッズコンサート 来場者数131人 ・児童館コンサート 来場者数46人 ・ロビーコンサート(10回) 来場者数1,002人 ・ジュニアオーケストラ第17回定期演奏会 来場者数299人

⑤この事業に取り組まれたことにより、市民感情はどのように変わられましたでしょうか

定例で実施している事業、例えば市役所で毎月第4日曜日に開催しているロビーコンサートは、毎回楽しみに来場している市民もあり、市民に根付いた親しみのある身近なコンサートとなっている。

音楽団体に参加している人においては仲間づくり、また子ども達においては、優れた音楽や多様な音楽に直接触れる機会となっている。

(2)JR オーケストラについて

①平成9年6月1日 JR オーケストラが発足されました。その経緯と背景について

プロのオーケストラであるセントラル愛知交響楽団「当時ナゴヤシティ管弦楽団」への練習場の無償提供を機に始まった「音楽のあるまちづくり」の一環として設立した。プロのオーケストラ団員が指導に当たり、初心から受け入れるといいわくらどくじのたいせいでスタートした。

②発足時に単価クラス40人、合奏クラス12人、合計52人ありますが、その募集方法と内容について

【オーディション】年2回(3月・9月)実施

- ・単価クラス:音感テスト、面接
- ・合奏クラス:実技、面接

【募集内容】

- ・単価クラス:小学3年生から中学3年生まで(初心者、市内在住)
- ・合奏クラス:小学4年生から大学4年生まで(自分で楽器を持っており:(一部の楽器を除くチュウニングと中級程度の曲が演奏できること)

【募集方法】広報紙、ホームページ、チラシ、ポスター掲示

③合奏クラスを同時に設けたこと。

初心者コースとの棲み分けするため

④団費月額4000円及び保護者年会費5000円、保険料年額800円とした算定根拠と使途について

団費：算定根拠は特にないが、全国公立 JR の団費を参考に決めている。市の歳入となり、JR の運営事業に充当する。

・保護者会費：保護者会の活動費に充てているため、保護者会で決めている。セントラ愛知交響楽団定期演奏会チケット代、合宿、交流会等として使用。

・保険料：スポーツ安全保険の一般団体の加入区分内の文化活動区分に加入。年間掛金は子ども、大人同額 800 円。

⑤合奏クラス、単科とも練習日を日曜日に設定した事由についてと平均的な練習時間及び発表会、定期演奏会数について

練習日を日曜日に設定しているのは、練習に参加しやすいため。

・練習時間：合奏クラス 3 時間、単科クラス 1.5 時間

・発表会：練習成果発表会、岩倉駅コンサート、音楽祭、わくわくコンサート、クリスマスコンサート

・定期演奏会：9 月の第 1 日曜日

⑥JR オーケストラお b の方は、何らかの形で音楽に親しんでおられると思いますが、プロになられた演奏家はおいでになりますか

セントラル愛知交響楽団でホルン奏者として活躍されている方がいる。

⑦「音楽のあるまちづくり」事業を通して、岩倉市にとって顕著な貢献や効果等について
音楽を通して魅力あふれる豊かな市民生活を創設し、市民・音楽家・行政の協働による
まちづくりの進行に寄与している。また「音楽のあるまちづくり」の中心的な存在である JR は、本市
の教育プランのスローガンである“子どもは未来のまちづくり人”の一助を担い、子ども達の健全育
成につながっている。

⑧子ども達のが音楽を通して、様々な経験、体験することにより自然と感性豊かな人間が形成され、
子ども達の健全育成につながり、社会の一員として成長される素晴らしい事業であると思います。

そこで、どのようなことに留意され指導なさっておられますか。

JR の活動の中で人のつながりを形成し、自主性や社会性を身につけること、また音楽を通じて
情操豊かな人間性を育むことを意識して指導して
いる。



3. 市民参加条例について

(1)市民参加と協働について、一つの条例で規定されました。その意義と効果について

岩倉市自治基本条例では、『協働の仕組み』として、「市民参加と協働」、「市民自治活動」、
「住民投票」、「市外の人々、国等との連携」を規定し、「市民参加と協働」、「住民投票」については、必要な事項は別に条例を定めるものとしており、「市民参加と協働」について平成28年3月に
岩倉市市民参加条例が制定されました。より多くの市民の声を聴き、広く市政に取り入れながら、
協働のまちづくりを推進するための具体的な仕組みづくりのため、岩倉市市民参加条例の中に市
民と執行機関における「市民参加と協働」について規定をしました。

また、行政の事業などに市民が参加するのが市民参加、双方で共に取り組むのが協働であり、
市民が自主的に取り組むことに対して行政が様々な形で支援をすることも併せて規定することで

協働のまちづくりの推進につながると考えており、一つの条例で規定した意義であり目指すべき効果といえます。

(2)住民投票については、市民参加条例に含めませんでした。その主な理由について

市民参加条例検討委員会に置いて策定された条例案はパブリックコメントの実施時まで常設型の住民投票について規定されていました。しかし、住民投票の実施時における投票資格や実施手順等に関してまだ慎重に議論すべき必要があると判断し、住民投票に関する条文を全て削除し、市民と執行機関における市民参加と協働に関して基本的な事項を定める市民参加条例として議会に上程しました。

(3)「住民投票」について、今後の位置づけと見通しについて

住民投票条例の必要性は十分認識していますが、現時点では方向性が定まっていない状況です。条例の制定に向けて、時期を見極めながら今後の対応を検討していきたいと考えています。

(4)市民公聴会、市民討議会の開催数と市民の参加数及びその内容について 市民公聴会については、現在まで開催実績がありません。

市民討議会については、「旧学校給食センター跡地の活用」をテーマに平成29年9月23日と10月14日に2回開催し、37人の市民の参加がありました。

(5)政策提案制度を設けられました。制度の特徴と提案数及びその内容について

政策提案制度は、岩倉市市民参加条例第18条の規定に基づき、市民の代表者から、市政に関わる現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策の提案を受け付ける制度です。市民自ら応募する形式(自発型)と市が市民に提案を求める形式(公募型)があります。

自発型・公募型を問わず、政策提案を行う場合には、その提案内容が単なる個人的な意見ではなく、市民同士で議論が重ねられ、市民が市の全体のことを考えた政策であることを示すため、10人以上の連署が必要です。また、課題解決のための方策や計画、実施に要する費用などを具体的に提案していただく必要があるため、市への一方的な要望などはこの制度になじまず、受理されない場合があります。

市は、提案された政策に対して、担当部署に限らず全庁的に取り扱い、多角的な視点から総合的に検討します。(政策提案検討委員会:副市長、全部長、担当課長で構成)必ずしも提案された政策が実施されるとは限りませんが、検討が終了したときは、検討結果とその理由を代表者に通知します。

これまでに2つの提案がありました。別添資料参照。

資料「政策提案制度の手引き」

「政策提案に対する検討結果について(6か月前予約)」

「政策提案に対する検討結果について(お祭り広場)」

(6)市民委員登録制度は、従来の委員選任方法を改善する画期的な手法であり本来の姿であると思います。市民の関心度は高いものがあり、多くの市民が登録なされたと思います。市民委員の登録は、申請しますと全ての使途が市民委員になれるのでしょうか。人選や審議会委員の選任規定やこの制度の登録者数と所感について

岩倉市市民参加条例施行規則第10条第1項において「条例第19条の規定による市民委員の登録は、無作為抽出により行うアンケート等を利用して募集する方法等により行うものとする」と規定しています。また、同条第2項において「前項の規定に関わらず、自ら市民委員としての登録を受けようとする者は、市民委員登録申込書(様式第8)を市長に提出することにより、登録を受けることができる」とも規定しています。すなわち、アンケート等を利用した募集に対する応募または市民自らの申込みの2通りの申請方法があり、いずれの場合も、申請者はすべて市民委員に登録されることになります。

申請書には、氏名や住所の他に、生年月日、性別、興味のある分野等をご記入いただいており、市民委員登録者リストとして協働推進課において管理しています。審議会等の委員の選任に関しては、条例第9条第1項において「原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度より登録された市民を含めるものとします」と規定されているため、この市民委員登録者リストを活用して選任する機会が増えています。

委員の選任においては、年齢や性別等も市民の意見を広く聞くという点において重要と考えますので、各課において市民委員を選任する際参考としています。

登録者数は、平成30年8月1日時点で136名です。

所感としては、年齢や性別、関心のある分野等を事前に参考にした上で委員を選任できるため、担当課及び市民委員の双方にとって利点の多い市民参加手続であると考えています。

(7)条例制定後2ヶ年が経ちました。市民と執行機関について、制度の総体的な感想について

条例を制定した平成28年度から全職員を対象とした市民参加条例の研修や、「協働研修」を実施し、市民参加条例と協働についての意識啓発に取り組んでいます。また、市民に対しては、平成29年度から「協働セミナー」を実施し、協働のまちづくりを担う行政区役員や市民活動団体に参加していただき協働に関する意識啓発を行っています。

審議会等において、市民委員登録制度を使った委員や公募委員の積極的な任用や市民参加の手続きが規定通り実施されています。また、市民や団体との協働の取組事業の実施についても年に1回調査しており職員の意識啓発に繋がっており、市民参加条例を意識して様々な事業に取り組んでいるところです。岩倉市全体で協働のまちづくりに対する意識を高めるよう、今後は市民向けに条例の啓発等に取組み、条例の推進を図っていきたいと考えています。

資料(冊子)1「岩倉市市民参加条例 逐条解説」p1~8

2「岩倉市市民参加条例施行規則」p9~11

3「政策提案制度の手引き」p12~13

4「政策提案に対する検討結果について(6か月前予約)」p14~15

5「政策提案に対する検討結果について(お祭り広場)」p16

当日追加資料 自治基本条例パンフレット

自治基本条例逐条解説

市民参加条例パンフレット